

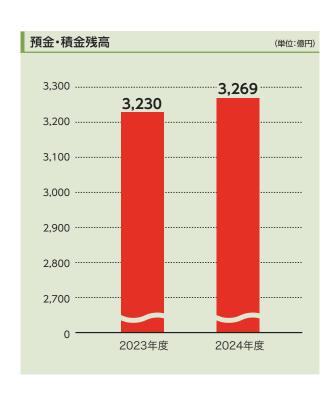
半田信用金庫の業績について

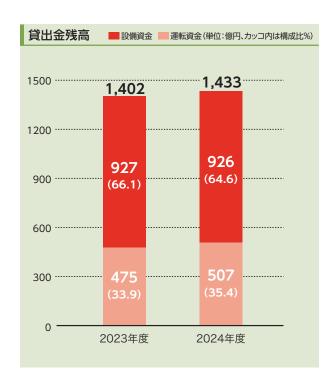
主要計数の状況

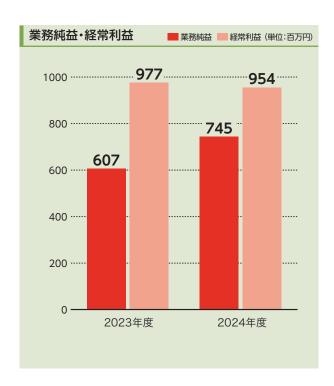
当金庫の業績につきましては、預金は、期末残高3,269億円となり前期比39億円の増加で伸率1.21%でありました。

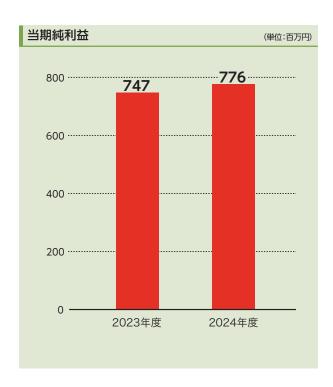
貸出金は、期末残高で1,433億円となり前期比31億円の増加で伸率は2.22%でありました。

損益につきましては、当金庫の本業部分の業績を表す業務純益は745百万円、経常利益は954百万円、当期純利益は776百万円となりました。











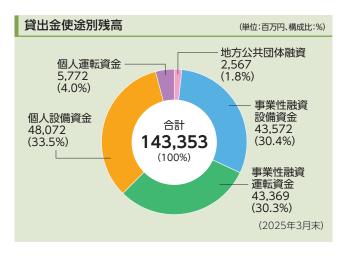
半田信用金庫の業績について

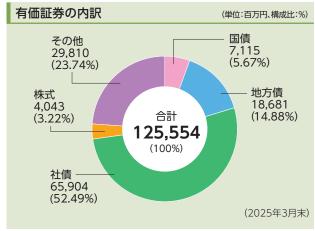
貸出金に関する事項(地域のお客さまへのご融資について)

地域のお客さまからお預入れいただきましたご預金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズにお応えし、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行い、お客さまや地域社会に還元しております。

有価証券運用に関する事項

有価証券等の資金運用につきましては、金利変動、 価格変動等リスクには十分注意を払って資金運用をし ております。





※ 自己資本比率

自己資本比率とは、金融機関の経営の健全性・安全性を示す代表的な指標で、貸出金や保有有価証券などの総資産(リスク・アセット)に対して、自己資本(出資金、積立金など)の割合を示す比率です。総資産(リスク・アセット)は資産ごとの信用リスクの度合いに応じて定められた掛け目(リスク・ウエイト)を乗じて算出されます。

2024年度末の自己資本比率は11.40%で、国内基準の4%以上を大きく上回っており、十分な水準を維持しています。

注:自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。







信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の状況

「金融再生法上の正常債権を除く債権額」の合計額は54億63百万円で、これらの債権に対しては、担保・保証により49億67百万円が保全されています。また、個別貸倒引当金および一般貸倒引当金として2億13百万円を引き当てており、保全率は94.83%と高水準にあります。さらに正常債権に対しても貸倒損失に備え一般貸倒引当金を十分積み立てており、貸出債権は高い健全性を維持しております。不良債権比率は前期比0.40ポイント改善し、3.80%となりました。引き続き不良債権の改善に努力していきます。

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

| | 区分 | | 開示残高 (a) | 保全額 (b) | 担保・保証等 による回収 見込額(c) | 貸倒引当金 (d) | 保全率 (b) / (a) | 引当率 (d)/(a-c) |
|---|-----------------------|--------|-------------|------------|---------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 7 | 破産更生債権及び これらに準ずる債権 | 2023年度 | 856 | 856 | 524 | 332 | 100% | 100% |
| | | 2024年度 | 401 | 401 | 319 | 82 | 100% | 100% |
| | 危険債権 | 2023年度 | 4,954 | 4,718 | 4,603 | 115 | 95.24% | 32.86% |
| , | | 2024年度 | 4,935 | 4,651 | 4,522 | 129 | 94.24% | 31.33% |
| i | 要管理債権 | 2023年度 | 95 | 95 | 95 | 1 | 100% | _ |
| : | | 2024年度 | 126 | 126 | 126 | 2 | 100% | _ |
| | 三月以上延滞債権 | 2023年度 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | | 2024年度 | 34 | 34 | 34 | 0 | 100% | _ |
| | 貸出条件緩和債権 | 2023年度 | 95 | 95 | 95 | 1 | 100% | _ |
| | | 2024年度 | 91 | 91 | 91 | 1 | 100% | _ |
| | 小計(A) | 2023年度 | 5,906 | 5,671 | 5,223 | 449 | 96.01% | 65.74% |
| , | /J (= I (A/) | 2024年度 | 5,463 | 5,181 | 4,967 | 213 | 94.83% | 43.09% |
| | 正常債権(B) | 2023年度 | 134,441 | | | | | |
| | | 2024年度 | 137,988 | | | | | |
| , | 総与信残高(A)+(B) | 2023年度 | 140,348 | | | | | |
| i | | 2024年度 | 143,451 | | | | | |

- 注1:「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる 債権です。
- 注2:「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 注3:「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 注4:「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 注5:「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 注6:「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 注7:「担保·保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 注8:「貸倒引当金 I (d) には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 注9:「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。



不良債権に対する適正な引当を行っており、厚い内部留保とあわせて 万全の備えをしております。